

民主党「ハッ場問題に関する部門意見」に対する
国土交通省の考え方（補足）

平成23年12月16日

2. について

東日本大震災の経験から、我が国は自然災害の大きなリスクにさらされており、「災害には上限がない」こと、何よりも社会資本整備の最も重要な使命が「国民の命と暮らしを守る」ことにあることをあらためて認識したところです。

大規模な洪水が発生した場合でも、なんとしても人命を守るという考え方にに基づき、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせにより、減災（人命を守りつつ、被害を出来る限り軽減する）のための対策を推進することが必要であると考えています。

今回の検証では、目標流量 17,000m³/s（八斗島地点）に対して、ハッ場ダムを含まない治水対策案として、「輪中堤の整備」、「宅地のかさ上げ・ピロティ建築化」、「土地利用規制」などを組み合わせた案等を幅広く立案し、検討しています。また、全ての治水対策案で「洪水の予測、情報提供等」を含んで検討しております。洪水予測の精度向上、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等により、洪水時の住民の的確かつ安全な避難を確保していきます。

4. について

河川整備計画相当目標流量 17,000m³/s については、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）【添付資料①】に沿って行ったこれまでの検証プロセスにおいて、下記の間を通じた学識者等からのご意見などをいただいています。

- 1) 「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者の意見聴取の間（11月4日）
- 2) 平成23年度第6回関東地方整備局事業評価監視委員会（11月29日）
- 3) 第20回今後の治水のあり方を考える有識者会議（12月1日）

これらに関する議事録、議事要旨等は、1) については【添付資料②】、2) については【添付資料③】、3) については【添付資料④】にそれぞれお示しするとおりです。なお、3) に関する議事録については、全委員に確認の上で後日公表される予定です。

また、17,000m³/s については、利根川の基本高水の検証において構築した新たな流出計算モデルを用いて、年超過確率 1/70～1/80 に相当するという評価をしたものであり、利根川の基本高水の検証については、当資料「5. 及び6. について」で補足します。

5. 及び6. について

利根川の基本高水については、雨量等の各種データや科学的な知見の蓄積を用いて、最も適切と考えられる方法で検証しております。

利根川の基本高水の検証については、日本学術会議に学術的な観点からの評価を依頼し【添付資料⑤】、その審議の過程では、国土交通省から、流出計算モデルで用いる貯留関数等の基礎式、流出計算モデルの定数等の設定手法、洪水ごとの流域平均時間雨量や確率降雨量等の算定手法、これらの解析に用いた図表やデータ等を含めてお示しするとともに、同会議から算定手法等に関する推奨等を頂いて再検討した結果をお示ししてまいりました。これらを経て、日本学術会議から「回答 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」を頂いております。

国土交通省が行った利根川の基本高水の検証をとりまとめた資料（基礎式、設定手法、算定手法、解析に用いた図表やデータ等を含む）【添付資料⑥】、日本学術会議から頂いた回答【添付資料⑦】は、全て公表されております。

なお、基本高水のような規模の洪水における新たな流出計算モデルの信頼性については、「洪水流出現象をできるだけ物理的な原理のもとに構築した流出計算モデルによる計算結果と合わせて考えることが重要」との考えのもと、東京大学及び京都大学が有する分布型流出モデルを用いて、国土交通省のモデルと同様の結果が得られるかどうかの確認等が行われ、これらも踏まえて日本学術会議において、回答が取りまとめられたものと考えております。

7. について

水利使用の許可に当たっては、取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであることなどについて審査しています。

また、今回の検証の利水対策案の検討に当たっては、「中間とりまとめ」【添付資料①】に基づき、概略検討による利水対策案を八ッ場ダムの利水参画者及び利水対策案に関係する施設の管理者等に提示し、意見を伺っていますが、ダム使用权等の振替が可能であるとの回答はなく、八ッ場ダム建設の代替として、振替による暫定水利権の安定化を図ることはできないと考えられます。（「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」【添付資料⑧】4-175,4-176 参照、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における『概略検討による利水対策案について（案）』に対する意見聴取について」に対する関係利水者の回答【添付資料⑨】については「第 20 回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」資料として公表）。

ダム等の水資源開発を前提として許可を受けている暫定水利権は、ダム等の建設が中止となった場合には、原則としてその時点で権利が失効するものです。この場合に、引き続き取水を行うには、新たな水源確保を行い安定化することが必要です。中止された清津川ダムについては、水道事業の再編・合理化によって生み出された水量を振り替え、暫定水利権の安定化を図っています。また、同じく中止された細川内ダムでは、今後予定されている国営かんがい事業における水利使用の合理化などにより生み出される水量を振り替え、安定化に向けた調整を進めており、その調整の期間は暫定水利権として許可しています。

8. について

今回の検証において、八ッ場ダムに関わる地すべり対策については、従前から必要としていた 3 箇所に加え、新たに 8 箇所の対策が必要になるとお示ししています。これに関して、地すべり対策のさらなる増加により八ッ場ダムの総事業費がさらに増加するとのご意見もありますが、今回の検証における「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」【添付資料⑩】（平成 21 年作成）に基づく点検については、最大の可能性を考慮して行っているものです。

9. について

民主党の議員連盟による「ダム事業の廃止等に伴う生活再建地域振興の特別措置法案」への見解について、前田国土交通大臣は、平成 23 年 12 月 7 日の参議院決算委員会において次のとおり答弁しています。

「今御指摘のダム事業廃止に伴う地域振興特措法案というのを松野先生なんかも中心になって熱心

に御議論いただいているということは承知をしております。これは一般的な地元振興策を御議論していただいていると思うんですが、ダムサイトといいますか、ダムで水没する地域というのは、それぞれの地域の固有の歴史、経緯、そして風土等、固有の条件を持っているものですから、そこは個々のケースに対してよほど綿密な計画、対応が必要なんだろうと思います。

八ツ場ダムにおいては、長年の経緯の下で苦渋の決断をされた水没地域住民の皆様の生活再建は極めて重い課題だと、こういうふうを受け止めておまして、その今一連の検証、いよいよ終わりの段階を迎えておりますが、その検証の機関においても継続してこのことについては議論も進めておまして、万全の対応をしなければならないと、このように思っております。

ダム事業の検証においては、制度上の隘路により現実に実施することができないようなリスクを含む結論を避けるという観点から、基本的には、現行制度を前提として検討を行っております。」

「広い意味では、もちろん国交省におきましても、その水没者に対する対応を決めるスキームというのがあるわけです。

しかし、今申し上げましたように、具体的な八ツ場であれ、あるいは何ダムであれ、その水没者に対する生活再建の在り方というものは、これは本当に、その犠牲になる方々は、言ってみればその結論が出るまでもう何十年も掛かっているわけでごさいますして、何代にもわたって自分たちの生活設計、結婚をして子供をつくってというそのライフサイクルまで全てに影響を与えてきているわけでありますから、そういったことも踏まえて対策を練るということは、本当によほど地元のこともよく理解した上で、信頼感をつないだ上でなければなかなかできづらいと思うんですね。

そういった意味で、こういったことについては、やはりこの流域に関係ある、流域が一体感を持って、下流の安全と安心のために上流が犠牲になってくれるだとか、そういった信頼感をつないだ上での議論ということになってきて、余り一般論でということとはなかなか、もちろん原理原則、合理性というものは前提にあるわけですがけれども、一般論で議論をし過ぎるとちょっとその辺のところがいささか信頼感をそいだりすることにもなりかねないという意味で、慎重に、かつ非常に重い課題ということで検証を続けているところでございます。」

11. について

東京都を例にとれば、昭和 61 年度から平成 12 年度までの用途別使用水量実績に適合する重回帰分析のモデル式を選定し、これにモデル式を構成する社会・経済指標の将来値を当てはめて、用途別に将来の一日平均使用水量を求め、これらの使用水量を合算して計画一日平均使用水量とした上で、計画負荷率を設定し、需要の年間変動を考慮する等により、平成 25 年度における計画一日最大配水量を推計しています。なお、使用水量は、天気、気温等の気象条件や渇水、都市の性格、生活様式、企業活動等の社会条件などの様々な要因が複合的に影響して変動することから、東京都では安定給水確保の観点から、計画負荷率として上記の実績期間の最低値である 81%を採用しています。この計画負荷率は他都市と比しても平均的な値です（【添付資料⑪】参照）。

また、S61～H12 のデータに基づき H25 時点の需要予測を計画値としていますが、H13～H21 のデータにも照らした上で、平成 23 年 1 月に東京都の事業評価委員会にて計画値は妥当とされていることを確認しています（【添付資料⑫】参照）。

14. について

ハッ場ダムで開発する上水道の取水は、ハッ場ダムから直接取水するのではなく、利根川本川で現在既に取水している地点で取水するものであり、ハッ場ダムから約 100km 下流の利根大堰付近及びその下流です。利根大堰地点のヒ素の濃度は、定量下限値 (0.005mg/L) 未満であり、ヒ素の環境基準値(0.01mg/L)を満足しており、飲料水としての利用について支障はありません (【添付資料⑬】参照)。

添付資料一覧

- 添付資料① 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ 平成 22 年 9 月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 (第 12 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 資料)
- 添付資料② 「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書 (素案)」に対する学識経験を有する者の意見聴取の場 (議事録) (関東地方整備局ホームページにおいて公開)
- 添付資料③ 関東地方整備局事業評価監視委員会 (平成 23 年度第 6 回) 議事概要 (関東地方整備局ホームページにおいて公開)
- 添付資料④ 第 20 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 議事要旨 (国土交通省ホームページにおいて公開)
- 添付資料⑤ 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について (依頼) (日本学術会議土木工学・建築学委員会河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会第 1 回 資料)
- 添付資料⑥ 利根川の基本高水の検証について 平成 23 年 9 月 国土交通省 (日本学術会議土木工学・建築学委員会河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会第 12 回 資料)
- 添付資料⑦ 回答 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価 平成 23 年 (2011 年) 9 月 1 日 日本学術会議
- 添付資料⑧ ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討 報告書 平成 23 年 11 月 国土交通省関東地方整備局 (第 20 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 資料)
- 添付資料⑨ 「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における『概略検討による治水対策案について (案)』に対する意見聴取について」に対する関係利水者の回答 (第 20 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 資料)
- 添付資料⑩ 貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針 (案)
- 添付資料⑪ 東京都の水需要予測について(その 1) (第 20 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 資料)
- 添付資料⑫ 東京都の水需要予測について(その 2) (第 20 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 資料)
- 添付資料⑬ ハッ場ダムの水質(ヒ素)について (第 20 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 資料)